

電子投票システムの信頼性向上に 向けた方策の基本的方向

平成18年3月

電子投票システム調査検討会

はじめに

政府においては、すべての国民が情報通信技術（ICT）を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる社会の実現に向け、必要な制度改革や施策の推進に取り組んできている。

電子投票についても、「e-Japan重点計画」において、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票（電子投票）について、2004年度以降も、実施しようとする地方公共団体に対する支援を引き続き行うことにより、その一層の普及を図る。」とされ、地方選挙における電子投票の普及促進のための取組みが進められてきた。

我が国の選挙制度は、投票用紙に候補者1人の氏名を自書して、これを投票箱に入れることを原則とし、また疑問票があった場合には、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定する仕組みとなっている。このため、各選挙管理委員会による一連の開票事務については、さまざまな開票迅速化のための方策を講じているものの、なお多くの人手と時間を要するものとなっている。

電子投票の導入は、こうした問題を解決し、開票を迅速化させ、選挙の結果を選挙人に速やかに知らせることを可能とする。また、投票は、電子投票機に表示された候補者の氏名を選択して行うため疑問票や無効票が発生せず、さらには自書が困難な選挙人の投票が容易になり、音声案内による投票も可能であるなど選挙人の投票機会の拡大にもつながるといったメリットがある。

しかしながら、これまでに電子投票が導入された幾つかの団体で機器の不具合等によるトラブルが発生し、特に、平成17年には岐阜県可児市において電子投票による選挙の無効が確定して再選挙となったこともあり、同年以降、電子投票の普及が思うように進んでいない状況にある。

本検討会では、このような状況を踏まえ、あらためてわが国における電子投票の普及を促進する観点から、電子投票システムの具備すべき技術的条件やその確認のあり方などについて幅広く検討を行ってきた。今般、信頼性向上に向け今後取り組むべき方策について、その基本的方向をとりまとめたのでこれを公表する。

関係各位の忌憚のない御意見をいただき、この報告書がわが国における電子投票の普及促進に少しでも貢献できれば幸いである。

平成18年3月

電子投票システム調査検討会

座長 片木 淳

電子投票システム調査検討会名簿

片木 淳 早稲田大学大隈記念大学院公共経営研究科教授【座長】

岩崎 正洋 杏林大学総合政策学部助教授

太田 正剛 (財)地方自治情報センター
総合行政ネットワーク全国センター長

大山 永昭 東京工業大学像情報工学研究施設教授

桐谷 良平 都道府県選挙管理委員会連合会事務局長

小堺 始 全国市区選挙管理委員会連合会事務局長

須藤 修 東京大学大学院情報学環教授

松本 勉 横浜国立大学大学院環境情報研究院教授

(座長以外は50音順、敬称略)

目 次

第1章 地方選挙における電子投票の実施状況	1
1 電子投票の実施の経緯とこれまでの対応	1
2 電子投票の実施に伴う主なトラブル	4
第2章 電子投票システムの技術的条件を巡る課題	7
1 電子投票システムの信頼性向上に向けた課題	7
2 電気通信回線への接続を巡る課題	13
第3章 電子投票システムの信頼性向上に向けた方策	14
1 「技術的条件」のあり方	14
2 技術的条件への適合確認のあり方	17
(1) 認証制度の必要性	17
(2) 認証制度の基本的考え方	17
(3) 電子投票システムに係る認証制度導入の方向性	19
(4) 認証制度の留意点	23
3 トラブルの発生を前提とした制度的担保	25
第4章 電気通信回線への接続の可否	26
1 現行法上の位置づけ	26
2 投票情報のセキュリティ確保の方策	27
3 法的論点の整理に向けて	28
参考資料 電子投票の主な動き	29

第1章 地方選挙における電子投票の実施状況

1 電子投票の実施の経緯とこれまでの対応

- 平成13年12月7日、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」（以下「電磁記録投票法」という。）が公布され、平成14年2月1日に施行された。この法律により、自書式を原則とする公職選挙法の特例として、条例で定めるところにより地方公共団体の選挙に電磁的記録式投票機（以下「電子投票機」という。）を用いて投票を行うことが可能となった。

これを受けて、平成14年6月23日に岡山県新見市の市長・市議選で初の電子投票による選挙が行われたのを皮切りに、これまで全国10の市町村において延べ13回の電子投票が実施された。実施団体においては、いずれも相当程度開票時間の迅速化が図られる（図表1【電子投票実施団体の開票時間】P2参照）とともに、実際に投票した有権者からも概ね良好な評価を得られたところであるが、一方で、機器の不具合によるトラブルも発生し、今後の電子投票の普及促進を図っていく上で、電子投票システムの信頼性の確保が大きな課題として浮かび上がった。

- この間、制度を所管する総務省においては、地方選挙における電子投票の普及促進に向けて、以下のような対応がとられてきたところである。

① 管理運営ノウハウの集約と提供

これまでの実施経験を踏まえた運用マニュアルとして、「電子投票導入の手引き」を作成・公表（平成17年5月25日）し、関係団体に送付。管理執行上の留意点を体系的に整理することにより、トラブルの回避を図る。

② 財政支援等の充実

平成17年度から、実施団体における電子投票の実施の実態を踏まえて、財政運営に支障が生じないように、特別交付税措置を講じている。（図表2【電子投票実施団体への特別交付税措置の概要】P3参照）

③ 電子投票システムの信頼性向上に向けた対応

電子投票システムに関する信頼性向上のための新たな仕組みづくりを視野に入れ、電子投票制度のあり方等に関する専門的見地からの諮問に応ずるため、常設の調査検討機関として、平成17年11月に当検討会（電子投票システム調査検討会）を設置。

【図表1】

【電子投票実施団体の開票時間】

実施団体	選挙種別	開票時間 ※1	前回の選挙の 開票時間
岡山県 新見市	市長・市議選 (H14.6.23)	25分 (2時間)	4時間25分
広島県 広島市 (安芸区のみ)	市長選 (H15.2.2)	20分 (44分)	1時間35分
宮城県 白石市	市議選 (H15.4.27)	55分 (2時間05分)	4時間18分
福井県 鯖江市	市議選 (H15.7.6)	14分 (1時間30分)	2時間30分
岐阜県 可児市	市議 (H15.7.20)	13分 (1時間06分)	3時間15分
福島県 大玉村	村議選 (H15.8.3)	16分 (1時間00分)	2時間30分
神奈川県 海老名市	市長・市議選 (H15.11.9)	※2	約3時間
青森県 六戸町	町長選 (H16.1.18)	10分 (23分)	約1時間
京都府 京都市 (東山区のみ)	市長選 (H16.2.8)	13分 (22分)	57分
岡山県(新見市のみ)	知事選 (H16.10.24)	15分 (35分)	2時間12分
宮城県 白石市	市長 (H16.10.31)	30分 (1時間10分)	2時間28分
三重県 四日市市	市長・ 市議補選 (H16.11.28)	30分 (1時間20分)	1時間40分 ※4
青森県 六戸町	町長選 (H17.6.12)	7分 (20分)	23分 ※5

※1 開票時間の欄は電子投票のみの開票時間。()内は、病院等からの不在者投票などの開票も含めた開票時間。(病院等からの不在者投票などは電子投票を行うことができない。)

※2 神奈川県海老名市については、衆議院議員総選挙が同日に執行されたため、市長・市議の開票時間が特定できない。

※3 H16.1.18に行われた六戸町長選以降は期日前投票に電子投票が導入された。

※4 四日市市の前回開票時間は市長選のみ。

※5 H17.6.12に行われた六戸町長選は2回目の電子投票であるので、前回欄も電子投票である。

【図表2】

【電子投票実施団体への特別交付税措置の概要】

○ 基本的考え方

- ・ 投・開票所の数に単価を乗じる定額制で算定することにより、地方公共団体の計画的な財政運営を支援。
- ・ 当該単価の設定に当たっては、S E（システムエンジニア）に係る経費や電子投票機の輸送・保管費用、模擬投票等の啓発費用など、電子投票の実施に伴うソフト経費等も反映させるよう配慮。

○ 算定方法

①投票所経費 投票所数 × 単価（規模に応じて下記の4段階）
②開票所経費 開票所数 × 単価（一律45万円）
<u>① + ② = 特別交付税算定額（無投票の場合は×0.375）</u>

※ 電子投票機の購入等により、上記の額を著しく超えた場合は必要額を加算

一投票所当たりの 選挙時選挙人名簿 登録者数（人） （選挙時選挙人名簿登録者数÷投票所数）	投票所単価 （万円）	開票所単価 （万円）
1,500人未満	29	45
1,500人以上3,000人未満	40	
3,000人以上4,500人未満	57	
4,500人以上	74	

2 電子投票の実施に伴う主なトラブル

- 過去13回の電子投票の実施のうち、15年7月6日の鯖江市議選、16年1月18日の六戸町長選、同年2月8日の京都市長選（東山区）及び17年6月12日の六戸町長選の4回については、幸いにしてトラブルの報告はなかったが、残る9回の選挙については、管理執行上は全く影響のなかったものも含め、何らかのトラブルが生じている。

トラブルが軽微なものにとどまっている場合には、予備機の使用などにより対応することができるが、重大なトラブルが発生した場合には、選挙の執行そのものを阻害し、選挙人の信頼を著しく損なう結果となる。

これまで電子投票が実施された中では、選挙の無効が訴えられるに至った重大なトラブルも発生しており、岐阜県可児市議選では、最高裁まで争われて選挙無効が確定、再選挙が実施されている。

- これまで発生した主なトラブルのうち選挙争訟にまで至ったものを示すと、以下のとおりである。

① 岐阜県可児市議選（平成15年7月20日執行）

- ・ トラブル内容

可児市議選では、クライアント・サーバー型の電子投票機を使用した。投票開始後、全ての投票所において連続15分～40分程度（断続的であったため1投票所当たりで通算すると最長1時間23分）投票できない状態となった。

原因は、サーバー内のMOユニットの過熱のため、MOの保護機能が作動したことによる。

また、投票端末の反応が鈍くなった際に、電子投票機の開発会社から派遣された技術職員が、誤って投票操作を行ってしまったこと等から、投票総数が投票者数を上回った。

なお、最下位当選者（1,361票）と次点者（1,326票）の差は35票であった。

このため、住民より選挙無効の申出があり、市選管での異議の申出の棄却、県選管での審査の申立ての棄却を経て名古屋高裁に提訴され、選挙無効の判決が下された。その後県選管が上告したが、最高裁で棄却され、選挙無効が確定した。

【名古屋高裁判決理由（平成16年9月30日判決）】

MOユニットの温度上昇等のトラブルにより投票の記録の遅延が発生したことから、二重投票、投票の記録の削除等の事態を引き起こすなど、電磁記録投票法の電子投票機の条件を一時的に具備していない状態にあった。また、投票の記録が確実に行われることが保障されない状況下で投票させたこと、待機中の選挙人に復旧を要する時間について正確な情報を提供する等、所要の措置をとらなかったこと等の管理執行上の過誤があった。

投票機のトラブル発生時に、1,000人を相当上回る大勢の待機者がいて、そのうち多数の選挙人が、一旦投票を諦めて帰ったと認められる。これらのうち、再度投票所を訪れ、投票を済ませた者も相当数いたと推認できるが、なお無視しえない数の多数の選挙人が投票をしなかったということも、推認できること等から、得票差が35票であり、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあると認められる。

【最高裁棄却理由（平成17年7月8日棄却）】

「～本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、（最高裁判所に上告することが許される）事由に該当しない。」

② 神奈川県海老名市長選・市議選（平成15年11月9日執行）

・ トラブル内容

海老名市では、クライアント・サーバー型の電子投票機を使用し、投票を複写する記録媒体に記録された投票の数をサーバーに表示して投票者数を確認することとしていたが、投票端末とサーバー間の回線接続不良によりサーバーが一時的に停止したため、複写用記録媒体への記録が正確でなく、開票作業の結果、市長選挙で5票、市議会議員選挙で4票、投票総数が投票者数を上回った。（なお、市長選当選者と次点者の得票差は49票、市議選の当該得票差は103票。）

このため、住民より選挙無効の申出があり、市選管での異議の申出の棄却、県選管での審査の申立ての棄却を経て東京高裁に提訴されたが、東京高裁で棄却。原告が上告しなかったため選挙の有効が確定した。

【東京高裁判決理由（市長選 平成16年7月21日判決、市議選 同年8月17日判決）】

本件選挙では電磁記録投票法施行令第2条第5項（電磁的記録媒体の封印）に違反する事実があったことが認められるが、記録媒体に異常があったとは言えないから、選挙の結果に異動を及ぼすおそれはないであったというべきである。

③ 宮城県白石市長選（平成16年10月31日執行）

・ トラブル内容

白石市では、投票日当日、投票機を投票できる状態にするためゼロ票確認を行ったところ、ゼロ票の状態を示さず、投票機で投票を行うことができない状態が発生した。市内に設置された38投票所のうち、31投票所の電子投票機に異常が発生し、このうち20投票所では1台も作動していなかった。各投票所において最低1台の投票機が復旧したのは約1時間後とされている。

このため、住民より選挙無効の申出があったが、市選管への異議の申出、県選管への審査の申立てとも棄却。訴訟提起されなかったことから選挙の有効が確定した。

【宮城県選管裁決（平成17年2月23日裁決）】

- ◇ 記録媒体を含む電子機器類の検査が部分的な検査にとどまったのは不適切のそしりを免れない。
- ◇ 投票開始から約1時間投票できない状態におかれたのは公選法第40条第1項（投票所の開閉時間）違反である。
- ◇ 受付をせずに帰った選挙人が121人ほどいたとしても、得票差が4,965票であることから、選挙の結果に異動を及ぼすおそれはない。

第2章 電子投票システムの技術的条件を巡る課題

1 電子投票システムの信頼性向上に向けた課題

- 現行制度においては、電子投票機の具備すべき条件について、電磁記録投票法第4条で二重投票の防止措置等の定めがあるほか、同法施行令第2条第3項において記録媒体の不正な取り出しの防止措置を求めている。

また、法的拘束力はないものの、「電子投票システムに関する技術的条件及び解説」（平成14年2月；電子機器利用による選挙システム研究会）において、技術的条件として、機能要件、ハードウェア条件、ソフトウェア条件及びセキュリティ条件が定められている（以下、これらをあわせて「技術的条件」という。）。

すなわち、法令の規定は電子投票機が具備すべき基本的機能を定めるにとどまっており、具体的な事項については「技術的条件及び解説」が定め、各選挙管理委員会等が電子投票システムを導入する際の指針、あるいは、事業者が電子投票システムを設計・開発するに当たっての指針として、活用されている。（図表3 【電子投票システムが具備すべき「技術的条件」】 P8参照）

- 今後、電子投票システムの信頼性を回復していくためには、先ず、電子投票の実施に際してのトラブルを極力なくしていくことが必要である。これまで発生したトラブル（不具合）の内容を分析すると、

- i) 「技術的条件」の定める内容そのものが不適切ないし不十分であった。
- ii) 個々の機器が「技術的条件」に適合しているかどうかの事前の確認が不十分であった。
- iii) 機器の運用面に問題があった。

といった要因が考えられる。（図表4 【トラブル事例と技術的条件との関連性】 P9～P12参照）

このうち、i) 及び ii) は、いずれも、「技術的条件」の信頼性の向上の問題である。

i) については、これまでのトラブル事例の分析を踏まえ、あらためてこれらの「技術的条件」が適切妥当なものであるかの検証を厳密に行う必要があるとともに、「技術的条件及び解説」が法的拘束力を持っていない点についても、一定の見直しを検討する必要がある。

また、ii) については、第三者による技術的条件への適合確認すなわち認証制度の必要性の有無についても検討することが必要となる。

iii) に関しては、国、地方公共団体や事業者において適宜改善措置等が講じられてきており、今後とも、マニュアルの徹底などの努力が求められる。

【図表3】

【電子投票システムが具備すべき「技術的条件」】

1 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律

第四条 前条の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機は、次に掲げる条件を具備したものでなければならない。

一 選挙人が一の選挙において二以上の投票を行うことを防止できるものであること。

二 投票の秘密が侵されないものであること。

三 電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれを選択したかを電磁的記録媒体に記録する前に、当該選択に係る公職の候補者の氏名を電磁的記録式投票機の表示により選挙人が確認することができるものであること。

四 電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれを選択したかを電磁的記録媒体に確実に記録することができるものであること。

五 予想される事故に対して、電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれを選択したかを記録した電磁的記録媒体（以下「投票の電磁的記録媒体」という。）の記録を保護するために必要な措置が講じられているものであること。

六 投票の電磁的記録媒体を電磁的記録式投票機から取り出せるものであること。

七 権限を有しない者が電磁的記録式投票機の管理に係る操作をすることを防止できるものであること。

八 前各号に掲げるもののほか、選挙の公正かつ適正な執行を害しないものであること。

2 前条の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機は、電気通信回線に接続してはならない。

2 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令

第二条

3 電磁的記録式投票機は、できるだけ堅固な構造とし、かつ、当該電磁的記録式投票機には、投票の電磁的記録媒体が不正に取り出されることを防止するための錠を設けなければならない。

3 「電子投票システムに関する技術的条件及び解説」

- ・ 平成14年2月に「電子機器利用による選挙システム研究会」が作成・公表。
- ・ 当該指針の性格は、各選挙管理委員会等選挙事務執行に関わる者が電子投票システムを導入する際の指針、電子投票システムを設計開発する者が設計・開発を行うに当たっての指針とされており、法的拘束力を持つものではない。

【図表4】

【トラブル事例と技術的条件との関連性】

トラブル事例		技術的条件における 関連事項	要因分析	
機器の 不具合	投票機 の故障	投票カード読取り部分のゴムローラーの剥離により、投票機が投票カードを読まなくなった。(2件)	○機能要件3.2.2.1. 二重投票を防止するための適切な手段が施されること	ii) 投票機の動作の事前確認が不十分だった。
			○ハード要件4.1.1.1. 故障率が高いと考えられる部品や機構を極力使用しないこと	
		投票機の一部のネジが固定されておらず、ノイズが発生し、選挙人がカードを挿入した際に電子投票機が故障し、投票できなくなった。(1件)	○機能要件3.2.2.1. 二重投票を防止するための適切な手段が施されること	i) 「動作の信頼性の確保」が具体的に明確でなかった。 ii) 投票機の動作の事前確認が不十分だった。
			○ハード要件5.1.1.3. 動作の信頼性を確保するために、ハードウェア設計・開発・製造において適切な品質管理を行うこと	
		カードの読取り装置の故障により、選挙人がカードを挿入した際にエラーが表示され、挿入できなくなった。(1件)	○機能要件3.2.2.1. 二重投票を防止するための適切な手段が施されること	i) 「動作の信頼性の確保」が具体的に明確でなかった。 ii) 投票機の動作の事前確認が不十分だった。
	○ハード要件5.1.1.3. 動作の信頼性を確保するために、ハードウェア設計・開発・製造において適切な品質管理を行うこと			
	カードの接触部分に繊維ゴミが付着して接触不良となり、投票開始前に投票機が故障し起動できなかった。(1件)	○ハード要件2.3.2.1. 考えられる粉塵による対策を施すこと	ii) ・考えられる粉塵による対策が不十分だった。 ・投票機の動作の事前確認が不十分だった。	

トラブル事例		技術的条件における 関連事項	要因分析
機器の 不具合	投票カードの 不具合	○機能要件3.2.2.1. 二重投票を防止するための 適切な手段が施されること	i) 「動作の信頼 性の確保」が具 体的に明確でな かった。 ii) 投票機の動作 の事前確認が不 十分だった。
		○ハード要件4.1.1.1. 故障率が高いと考えられる 部品や機構を極力使用しな いこと	
		○ハード要件5.1.1.3. 動作の信頼性を確保するた めに、ハードウェア設計・ 開発・製造において適切な 品質管理を行うこと	
	選挙人が挿入直後 にカードを抜いた ところ、セキュリ ティロック機能が 働き、投票カード が使用不能になっ た。(64件)	○ハード要件5.1.1.3. 動作の信頼性を確保するた めに、ハードウェア設計・ 開発・製造において適切な 品質管理を行うこと	i) 「動作の信頼 性の確保」が具 体的に明確でな かった ii) 投票機の動作 の事前確認が不 十分だった。
プログラムの 不具合	投票機のプログラ ムが、カードの急 な抜き差しに対応 しておらず、投票機 が投票カードを認 識しなくなった。 (20件)	○機能要件3.2.2.1. 二重投票を防止するための 適切な手段が施されること	i) 「動作の信頼 性の確保」が具 体的に明確でな かった。 ii) ・投票機のプログ ラムがカードの 急な抜き差しに 対応していなかつ た。また、投票 カードが半差 し式であるた め、有権者が容 易に抜き差しし てしまうような 形状であった。 ・投票機の動作の 事前確認が不 十分だった。
		○ハード要件4.1.1.1. 故障率が高いと考えられる 部品や機構を極力使用しな いこと	
		○ハード要件5.1.1.3. 動作の信頼性を確保するた めに、ハードウェア設計・ 開発・製造において適切な 品質管理を行うこと	

トラブル事例		技術的条件における 関連事項	要因分析	
機器の 不具合	サーバ システム の 故障	投票データを記録するMOユニット※の加熱によりサーバーが停止し、一時的に全投票所で投票機が投票できない状態となった。(1件)	○ハード要件2.3.1.1. 投開票所として通常考えられる温湿度条件で問題なく動作すること	i) 「通常考えられる温湿度条件」が具体的に明確ではなかった。 ii) クライアント・サーバー方式では、オーバーヒート対策が重要だが、高温条件下での稼動試験が不十分であった。
		※MO=光磁気ディスク。	○ハード要件4.1.1.1. 故障率が高いと考えられる部品や機構を極力使用しないこと	
		※MOユニット=サーバー内のMOドライブの設置部分	○ハード要件5.1.1.3. 動作の信頼性を確保するために、ハードウェア設計・開発・製造において適切な品質管理を行うこと	
	記録媒体の 不具合	記録媒体の不具合により、選挙人が投票中に画面が先に進まなくなった。(1件)	○機能要件3.3.5.1. 投票内容が確実に記録されること	i) 「動作の信頼性の確保」が具体的に明確でなかった。 ii) 記録媒体の書き込み動作の事前確認が不十分だった。
			○ハード要件5.1.1.3. 動作の信頼性を確保するために、ハードウェア設計・開発・製造において適切な品質管理を行うこと	
		オートスリープ機能が働き、複写用記録媒体に投票データが記録できなくなった。(原本は正常)(1件)	○機能要件3.3.5.1. 投票内容が確実に記録されること	ii) 記録媒体の書き込み動作の事前確認が不十分だった。
○ハード要件4.1.1.1. 故障率が高いと思われる部品や機構を極力しようしないこと				

トラブル事例			技術的条件における 関連事項	要因分析
機器の 不具合	記録媒 体の不 具合	投票端末と投票データを記録するサーバー間の回線接続不良によりサーバーが一時的に停止した。(4件)	○機能要件3.3.5.1. 投票内容が確実に記録されること	ii) 回線接続した状態での記録媒体への記録の事前動作確認が不十分だった。
			○ハード要件4.1.1.1. 故障率が高いと思われる部品や機構を極力しようしないこと	

トラブル事例			技術的条件における 関連事項	要因分析
運用上 のミス	選管の 運用ミ ス	投票カードの発券機の操作手順の誤りにより投票開始が遅れた。(1件)	なし	iii) 運用上の問題であるため、運用マニュアルの徹底が重要。
		選挙人からゼロ票確認を受けることなく、投票機を投票可能状態にした。(2件)	なし	iii) 運用上の問題であるため、運用マニュアルの徹底が重要。
		記録媒体に不要なデータが入っていたため、投票開始できなかった。(62台)	なし	iii) 記録媒体の初期化作業が不十分だったことが原因。運用マニュアルの徹底が重要。
	選挙人の操作ミス	選挙人が投票カードを挿入口に強く押し込んだため、カードが詰まって返却されなくなった。(4件) ※再掲	なし	iii) 選挙人の強引な操作が原因であるものの、有権者への周知などの運用が不十分であった。

注： 要因分析欄の i) は「技術的条件」の定める内容そのものが不適切ないし不十分であったもの、 ii) は個々の機器が「技術的条件」に適合しているかどうかの事前の確認が不十分であったもの、 iii) は機器の運用面に問題があったものを示す。

2 電気通信回線への接続を巡る課題

- 現在、電磁記録投票法第4条第2項においては、投票情報のセキュリティ確保等の観点から、電子投票機を電気通信回線に接続することを禁止しているため、投票時間終了後、電磁的記録媒体を投票所から開票所まで送致（輸送）する必要がある、開票の迅速化といった電子投票導入のメリットが減殺されている。

今後、電子投票の着実な普及促進を図っていくためには、電子投票導入のメリットを最大限に発揮できる環境を整えることが重要であり、投票データの開票所へのオンライン送信を実現し、開票作業の一層の迅速化や効率化が図れないか検討していく必要がある。

第3章 電子投票システムの信頼性向上に向けた方策

1 「技術的条件」のあり方

- 図表5【トラブル事例と対応策】（P15～P16参照）は、これまでの電子投票による選挙の際生じたトラブル事例の要因分析を踏まえ、対応策を整理したものである。
- 電子投票システムが具備すべき「技術的条件」については、必要以上の規制強化にならないように留意する必要があるが、あまりに抽象的過ぎると条件としての意味をなさなくなるので、表に示したように、特定の技術的条件（動作環境条件である温湿度条件や動作の信頼性など）については、基準を数値化するなど、より具体的に規定する必要がある。
また、2節「技術的条件の適合確認のあり方」で述べるような技術的条件への適合確認を第三者が客観的に行っていく上でも、ある程度の基準の数値化等は不可欠である。
- さらに、「技術的条件」の法的形式（定め方）についても、この際見直しを検討する必要がある。
技術的条件は、「住民基本台帳カードに関する技術的基準（平成15年総務省告示第392号）」や、電気通信事業法の規定に基づく「端末設備等規則（昭和64年郵政省令）」のように、法的拘束力のある法律や告示で定めているものや、「電磁波セキュリティガイドライン（平成15年新情報セキュリティ技術研究会）」のように、法的拘束力のない指針として定めているものなど、その形式は様々である。
電子投票システムが具備すべき技術的条件については、第2章で述べたように、法律（電磁記録投票法第4条）や政令（同法施行令第2条第3項）の規定と法的拘束力のない指針（「電子投票システムに関する技術的条件及び解説」）が混在し、「技術的条件及び解説」が事実上の指針として機能している状況であるが、今後技術的条件への適合確認を厳格に行っていくのであれば、機会を捉えて、この「技術的条件及び解説」を法的位置づけを持った技術告示のような形に改めることが望ましい。
その際、基本的な事項は技術告示に定め、細かな数値基準を定めた具体的な検査基準はその委任の下に別途定める方法も考えられる。
- なお、技術的条件の追加や修正については、既に現行の「技術的条件」を前提として電子投票機が開発・運用されていることを踏まえて検討していく必要がある。

【図表5】

【トラブル事例と対応策】

トラブル事例（件数）		主な対応策	
		「技術的条件」の見直し	「技術的条件」への適合確認
機器の不 具合	<p><投票機の故障> （P 9 参照） ローラー剥離、ノイズ発生、読取装置故障、ゴミ混入等（5 件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 動作の信頼性に係る基準の明確化、数値化 	<ul style="list-style-type: none"> 投票機の動作の十分な事前確認
	<p><投票カードの不具合> （P 1 0 参照） セキュリティロック機能による投票カードの不具合。カード詰まり等（6 8 件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 動作の信頼性に係る基準の明確化、数値化 	<ul style="list-style-type: none"> 投票機の動作の十分な事前確認
	<p><プログラムの不具合> （P 1 0 参照） 投票カードの読取プログラムの不具合による、投票カードの認識不良（2 0 件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 動作の信頼性に係る基準の明確化、数値化 	<ul style="list-style-type: none"> 投票機の動作の十分な事前確認
	<p><サーバーシステムの故障> （P 1 1 参照） MOユニットの過熱によるサーバーダウン（1 件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 温湿度条件に係る基準の明確化、数値化 動作の信頼性に係る基準の明確化、数値化 	<ul style="list-style-type: none"> 投票機の動作の十分な事前確認
	<p><記録媒体の不具合> （P 1 1 ~ 1 2 参照） オートスリープ（省電力化）機能による記録媒体の不具合等（6 件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 動作の信頼性に係る基準の明確化、数値化 	<ul style="list-style-type: none"> 投票機の動作の十分な事前確認

トラブル事例（件数）		主な対応策
		運用の見直し
運用上のミス	<選管の運用ミス> （P 1 2 参照） 作業行程もれなどの選挙 管理委員会の運用ミス （6 5 件）	<ul style="list-style-type: none"> ・運用マニュアルの整備 ・運用訓練の徹底
	<選挙人の操作ミス> （P 1 2 参照） 投票カードを強く押し込 んだことによるカード詰 まり （4 件）	<ul style="list-style-type: none"> ・運用マニュアルの整備 ・運用訓練の徹底 ・有権者への周知の徹底

2 技術的条件への適合確認のあり方

(1) 認証制度の必要性

- 電子投票システムが技術的条件に適合しているかどうかの確認は、現在、事業者による自己検査（納品の際に自己検査証明書を提出）や地方公共団体への納品時における選挙管理委員会の立会いによる検査に委ねられている。

しかしながら、これまで見てきたように、今後、機器のトラブルの発生を極力、防止し、電子投票システムの信頼性を確保していくためには、事業者や地方公共団体だけに検査等を委ねるのではなく、これら以外の第三者によって適合確認を行う制度の導入が必要である。この点については、電子投票を先行実施した地方公共団体からも「第三者による新たな認証制度を設ける必要がある」との意見が寄せられている。

(2) 認証制度の基本的考え方

- 一般的に、いわゆる認証制度を導入する場合には、認証機関の設定（新設又は指定）を始め、制度の発足そのものに相当な時間（通常数年）とコストを要するのが通例であるが、現在電子投票を導入している地方公共団体等の意向や、平成19年4月に統一地方選挙の実施が想定されることも踏まえれば、できる限り早期に制度を発足させることが望ましい。

このため、制度の形式よりもむしろ実質を重視するという観点に立って、そのあり方を十分に検討する必要がある。

- いわゆる認証制度とは、通信機器、医療機器、電気用品など様々な分野の製品について、消費者保護や取引の効率化等を目的として、遵守すべき技術基準を設定し、各製品がその基準を満たしているかどうかを確認する制度である。

政府においては、平成13年3月30日閣議決定の「規制改革推進3か年計画」以降、国による検査（政府認証）から第三者認証又は自己検査への移行が進んでいる。

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）

【基準認証等の見直し】

事業者の自己確認・自主保安のみにゆだねることが必ずしも適当でない場合であっても、直ちに国による検査を義務付けることとするのではなく、自己確認・自主保安を基本としつつ、国際ルールを踏まえ、公正・中立な第三者による検査等を義務付ける仕組み（第三者認証）とすることについて十分な検討を行う。

- 医療機器の分野を例にとると、平成17年4月1日に薬事法が改正され、かつて「クラスⅡ」に該当する機器は、クラスⅢ・Ⅳと同様に厚生労働省の「承認」が必要であったが、「認証」を受ければ良いこととなった。現在の「承認」・「認証」の対象は次のようになっている。

クラス	製品審査(実施機関)	工場審査(実施機関)
I (一般医療機器)	自己検査	自己検査
II (管理医療機器)	認証(認証機関)	認証(認証機関)
III・IV (高度管理医療機器)	承認(独立行政法人)	承認 〔国内：都道府県〕 〔海外：独法〕

※製品審査では個々の製品の型式検査を、工場審査では製造工場への立入りによる検査を行う。

※Ⅰ・・・生命・健康に影響を与えるおそれほとんどない機器。

※Ⅱ・・・生命・健康に影響を与えるおそれがある機器。

※Ⅲ・Ⅳ・・・生命・健康に重大な影響を与えるおそれがある機器。

(Ⅱの認証機関は第三者機関であり民間の検査会社なども含まれる。)

(3) 電子投票システムに係る認証制度導入の方向性

- 電子投票システムの技術的条件への適合性を客観的に確認するための方法としては、大きく次の三つの方法が考えられる。

① 認証機関の新設

前述のように、政府においては、現在、国による政府認証から第三者認証又は自己検査への移行が進んでいる。このような流れの中で、新たに国の検査機関を設置し、あるいは独立行政法人や公益法人を設置するなどして、法律に基づく強固な認証制度を構築することは、現在の電子投票の導入規模（普及状況）に鑑みても、現実的ではないものと考える。

② 民間企業等を認証機関として認定（指定）

（図表6【スキーム1】P21参照）

民間企業等を認証機関として認定（指定）する方法（根拠規定を法律に明示）は、医療機器に関する認証制度（薬事法）など、認証の対象となる製品が極めて多種に上る場合に、豊富な受け皿で迅速に認証を行える体制を整備する目的から導入されることが多い。

一方で、民間企業等を認証機関として認定（指定）するためには、まずは認定（指定）に係る基準を定め、民間企業等からの申請を受け公正に審査した上で認定（指定）することとなるため、制度の発足自体に相当の時間（通常数年）とコストを要することとなる。

このため、認証の対象となる電子投票機の製品が限定されている現状においては、敢えてこうした方法をとる必要性に乏しいものと考える。

③ 検査機関や監査法人などへの検査（監査）委託の活用

（図表7【スキーム2】P22参照）

電子投票機のように認証の対象となる製品が限定され、しかも速やかな制度発足が要請される場合には、当該製品の「技術的条件」への適合状況を専門的見地から迅速に確認することに重きを置いて、「技術的条件」への適合状況に係る検査（監査）を検査機関や監査法人などに委託し、検査（監査）結果を公表（提供）するという第三者認証の方法が考えられる。

技術的条件への適合確認を専門機関が客観的に行うという実質的な意味においては、上記①②の方法と異なるものではなく、法律に根拠がな

いとはいえ、検査（監査）結果の公表や、場合によっては、優良製品等として推薦等することにより、同等の信頼性を確保できるものとする。

- 電子投票システムに係る認証制度については、先に述べたように、現在電子投票を導入している団体等の意向や、平成19年4月には統一地方選挙の実施が想定されることも踏まえれば、できる限り早期に制度を発足することが求められている。

既存の民間の検査機関や監査法人等への検査（監査）委託を活用し、公正・中立な第三者認証を行う上記③の方法によれば、当面、検査（監査）委託に必要な検査（監査）基準を策定することにより、認証制度を直ちに実行に移すことが可能であることから、制度発足に係る時間とコストの問題を考慮すれば、この③の方法によることが現状では最も望ましいと考えられる。

- なお、将来的に電子投票の普及が進み、認証対象となる電子投票機も相当増えてきたような場合には、上記②（民間企業等を認証機関として認定（指定））のようなスキームを改めて検討すべきである。

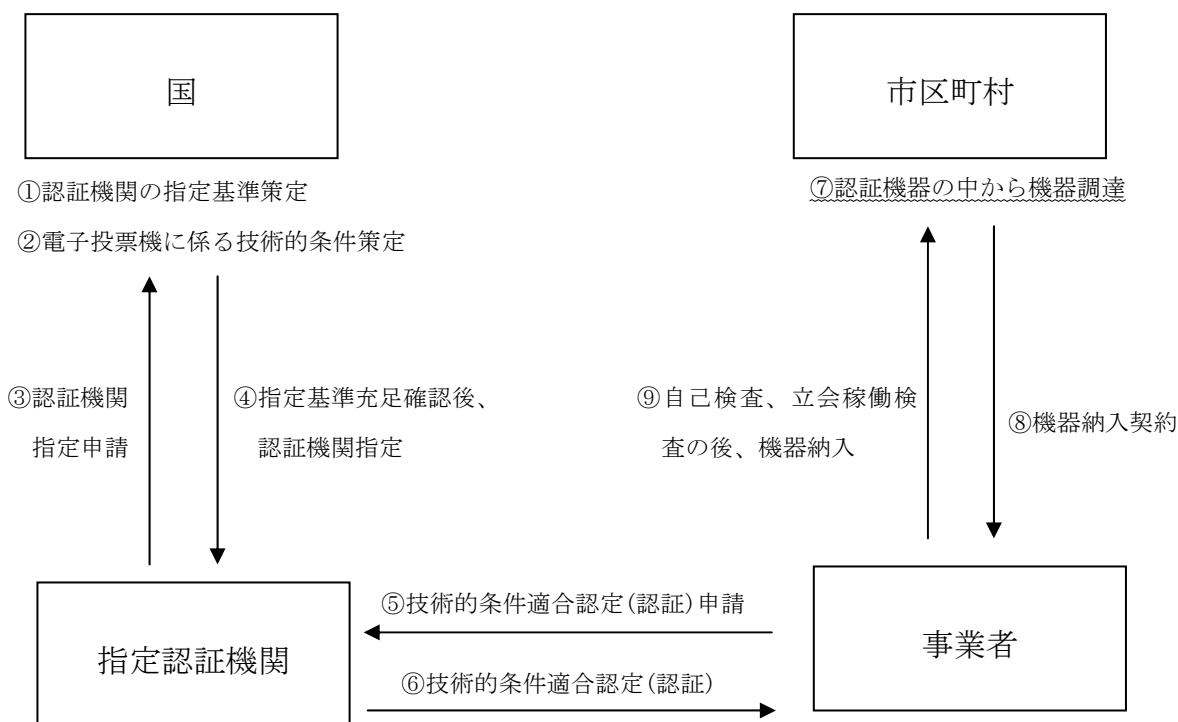
【図表6】

【スキーム1】

民間企業等を認証機関として認定（指定）する方法
（当該認証制度について法律に規定）

（考え方）制度の発足自体に相当の時間（通常数年）とコストを要することとなるため、認証の対象となる製品が限定されているような状況下においては、あえてこうした方法をとる必要性に乏しい。

- ①国において認証機関の指定基準策定
- ②国において電子投票機に係る技術的条件策定
- ③国に対し認証機関指定申請
- ④国において指定基準充足確認後、認証機関指定
- ⑤事業者から指定認証機関に対し技術的条件への適合認定（認証）申請
- ⑥指定認証機関による技術的条件への適合認定（認証）
- ⑦市区町村において、認証機器の中から機器調達
- ⑧市区町村・事業者間で機器納入契約
- ⑨事業者による自己検査・市区町村選管立会いのもとに行われる稼働検査の後、市区町村へ機器納入



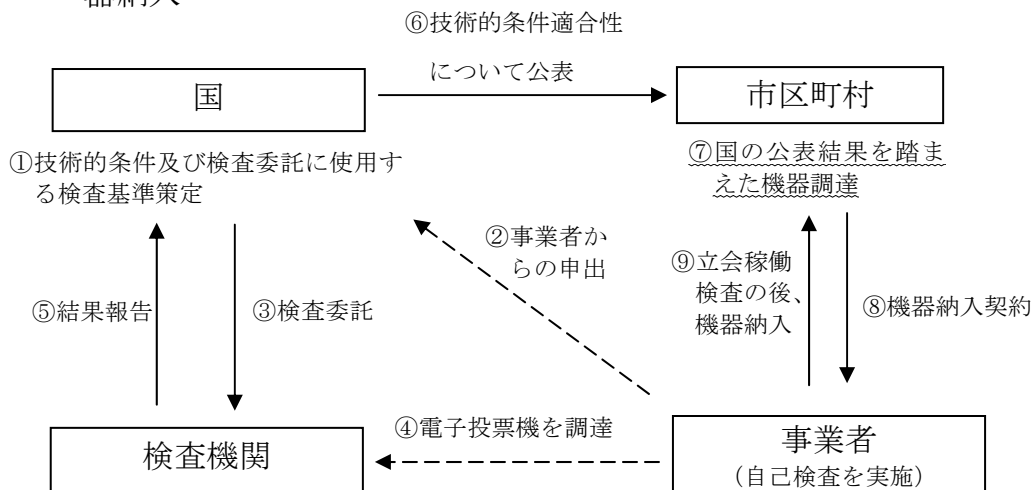
【図表7】

【スキーム2】

検査機関等への検査委託を活用した第三者認証の方法
 (法律に規定することなく実施可能)

(考え方) 専門機関による客観的な適合確認という点で、実質的には【スキーム1】と同等の信頼性が確保できるとともに、速やかな制度発足という要請にも応え得ることから、現状では最も現実的な方法と考えられる。

- ①国において電子投票機に係る技術的条件及び検査委託に使用する検査基準策定
- ②事業者から国へ当該事業者が所有する電子投票機の検査の申出
- ③事業者が製造、自己検査を行った市場流通機器について、国が検査機関に対して検査基準への適合状況を検査委託
- ④検査機関は事業者から電子投票機を（レンタル等により）調達のうち検査
- ⑤検査機関から国に検査結果報告（検査基準適合確認）
- ⑥国においては、検査結果報告を踏まえ、技術的条件への適合性について市区町村に対して公表（提供）
- ⑦市区町村においては、技術的条件への適合性に係る国の公表結果を踏まえ、機器調達
- ⑧市区町村・事業者間で機器納入契約
- ⑨市区町村選管立会いのもとに行われる稼働検査の後、市区町村へ機器納入



(4) 認証制度の留意点

- 電子投票システムに係る認証制度のあり方として、民間の検査機関や監査法人などへの検査（監査）委託を活用した公正・中立な第三者認証の方法によることが最も望ましいことは、先に述べたとおりであるが、実施に当たっては、制度の実効性を期す観点等から、以下の点に留意すべきである。

- まず、電子投票システムが具備すべき技術的条件は、大きく分類するとハード（機器）とソフト（ソフトウェア）に分けられるが、既存の検査機関等を活用して認証を行う場合においても、両者を分けて考える必要がある。
ハード（機器）については、民間の検査機関を活用して、実際の選挙と同等以上の負荷条件下における動作確認試験等を行うことになり、ソフト（ソフトウェア）については、民間のシステム監査法人を活用して、ソフトウェアの動作確認やセキュリティ対策（投開票データの改竄防止）等に係る監査を行うことになる。

- 次に、国と地方公共団体との適切な役割分担に基づき、認証制度を実効性あるものとする必要がある。
具体的には、
 - i) 国はサンプルによる型式（設計）検査を実施
 - ii) 地方公共団体は納入機について個別検査（稼働検査）を実施（事業者は自己検査証明書を提出）という2段階での検査が基本になるものとする。（専門の検査機関を設置しているアメリカ合衆国でも、個々の機器の稼働検査は郡（カウンティ）で行っている。（図表8【アメリカ合衆国における認証制度】P24参照））

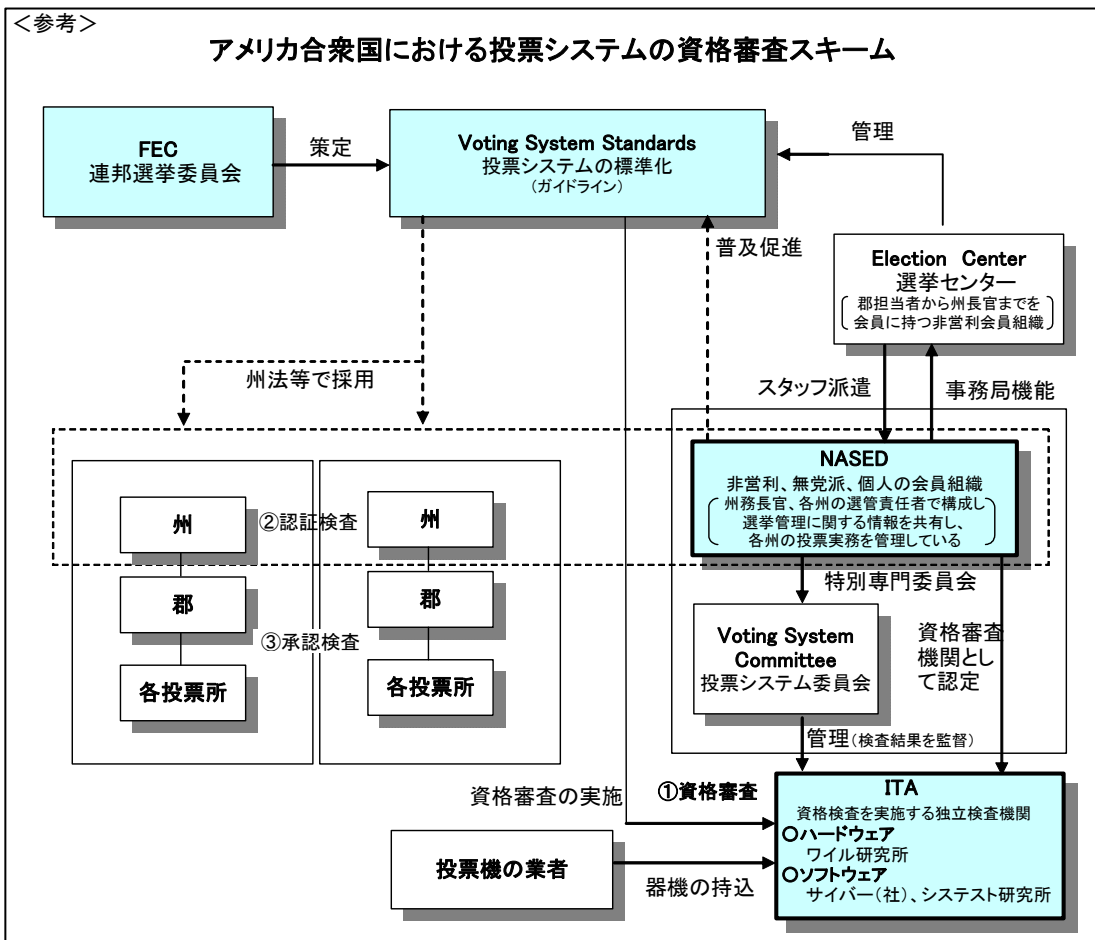
- なお、民間の検査機関等への検査等の委託に要する費用については、電磁記録投票法第20条の規定の趣旨も踏まえ、当面、電子投票の円滑な実施に資するための環境整備の一環と位置づけて国が負担することになるものとするが、認証制度に係る費用負担の問題については、今後電子投票の普及状況等も踏まえつつ、改めて検討されるべきである。

【図表8】

【アメリカ合衆国における認証制度】

アメリカ合衆国では、全国の3割以上のカウンティ（郡）において、タッチパネル式の電子投票機が採用されているが、連邦選挙委員会が策定した「Voting System Standards」（投票システムの技術標準を定めたガイドライン）をもとに、各州の非営利組織であるNASEDの認定を受けたITA（独立検査機関）がハードウェアとソフトウェアの別に検査（資格審査）を行っている。

この検査を通った機器が州法等に合致していることを州が検査（認証検査）し、個々の機器が資格審査及び認証検査を通った機器と同一であり、かつ取扱説明書通りに稼働することをカウンティ（郡）が検査（承認検査）している。



3 トラブルの発生を前提とした制度的担保

- 如何なる認証制度を導入したとしても、電子投票機が機械である以上、機器のトラブルを完全に防止することは不可能である。

機器単体のトラブルであれば、他の投票機への選挙人の誘導や予備機との交換などにより、通常は問題なく対応できるものとするが、システム全体のトラブルや災害等の発生可能性なども考慮すれば、何らかのセーフティーシステムの導入も検討する必要がある。

- 一つの方策としては、投票が中断するおそれが生じたような場合には、投票管理者の判断により、緊急避難的に自書式投票への切替えを可能にすることが挙げられる。

現行法上認められていないのは、その理由として、自書式の投票用紙と電子投票機の両方を準備するとした場合、選挙経費が著しく増嵩するということが挙げられている。地方公共団体にとっては、万一の事態にも対応できることから安心して電子投票を導入できるというメリットがあるため、経費の増嵩を抑制しつつ、これを認めていくような方策について、今後検討していく必要がある。

第4章 電気通信回線への接続の可否

1 現行法上の位置づけ

- 電磁記録投票法第4条第2項では、電子投票機を電気通信回線に接続してはならないこととされており、投票結果を開票所へ送致する際には、同法施行令第2条第5項の規定により、投票終了後に電子投票機から記録媒体を取り出し、当該記録媒体を封印の上、堅固な容器に入れてかぎをかけることとなっている。

容器に入れた記録媒体は、通常、自動車等により、開票所まで送致され、開票所に全ての記録媒体が到着した後に、開票作業が行われている。このため、開票の迅速性という電子投票のメリットが、十分発揮されていないという意見が見受けられるところである。

- 電気通信回線への接続を禁止する理由としてこれまで説明されてきたのは、

- ① 投票情報のセキュリティ確保（外部からの不正アクセスの懸念）
- ② 開票概念との整合性の保持（投票所で開票まで行ったことにならないか）

の2つである。

- ①については、電気通信回線に接続した場合を想定し、現在の情報セキュリティ技術によってリスクの回避が可能であるか、②については、送信のために電磁的記録媒体から投票データ（個々の電子ファイル）を取り出す行為が開票に当たらないとの整理ができるか、という点が接続禁止の解除に向けた基本的な論点となる。

2 投票情報のセキュリティ確保の方策

- 1で挙げた論点のうち、まず①の投票情報のセキュリティの確保については、投票ファイルの暗号化など複数のセキュリティ対策を組み合わせることにより、現行の技術でほぼ解決が可能であると考ええる。
- 電子投票においては、個々の投票記録は、それぞれ1つの電子ファイルとして記録媒体に記録されている（1票が1ファイルとなる。）。不正アクセスをなるべく回避するためには、電子投票機には電気通信回線を接続せず、投票時間終了後に投票立会人とともに記録媒体を取り出し、記録媒体に記録された個々の電子ファイルを電子認証技術やパスワードでセキュリティを確保（電子的に封印）し、専用の通信端末を使用して開票所のサーバーに送信する方法が最も有効であると考えられる。
- また、通信手段は不正アクセスを防止するため、クローズドネットワークが望ましい。地方公共団体が整備した独自の地域公共ネットワークが開票所まで伸びている場合には、その回線を利用する方法が考えられるが、そうしたネットワークが存在しない場合には、通信事業者のサービスを利用し、専用線を臨時に設置する方法が考えられる。
- さらに、開票所側では、全ての投票所からの投票データの受信を確認した後、回線を切断しておけば、不正アクセスの可能性は相当低くなる。通信に使用する端末は、ウィルスソフトやファイヤウォールを活用して外からの不正アクセスを防止し、送受信の過程は立会人に十分に説明し、一連の作業に立ち合わせる事、選挙終了後は、投票の秘密の確保のため、端末に残ったデータを削除すること、記録媒体については、任期満了まで封印しておくことなどが必要になると考えるが、現実に投票データのオンライン送信を実現するに当たっては、なお具体的な手順について十分に検討する必要があるものと考える。

3 法的論点の整理に向けて

- 1で挙げた論点のうち、②の開票概念との整合性の問題については、現行の公職選挙法では開票所における開票を原則としているところ、投票所において送信のために電磁的記録媒体から投票データを取り出すことが、投票箱から投票用紙を別の容器に移し替えることや、ひいては投票所において開票を行ったことにならないかという問題である。

確かに現行法においては、投票箱は投票の終了を待つて閉鎖し、開票所での開票まで開いてはならないこととなっているが、選挙事務の管理執行を厳正且つ公正に行うという公選法の基本的な趣旨に照らし、投票データのオンライン送信に係る一連の行為がそれに違背するとは考え難い。

- 一方で、現在の公職選挙法の規定では、投票箱（電子投票においては電磁的記録媒体）と合わせて投票録や選挙人名簿又は抄本を開票所に送致することとされており、投票データだけを開票所にオンライン送信しても開票は開始できない。

また、仮に投票録等を電子化してオンライン送信することを制度的に可能にしても、病院等の指定施設での投票や郵便投票などの不在者投票、仮投票など、各投票所には「投票用紙による投票」が存在するため、これらが開票所に送致されるまでは開票が開始できない。

- このため、今後、電子投票の着実な普及を図り、これを発展させていくためには、電気通信回線への接続禁止の解除とともに、開票所にオンライン送信された投票データを直ちに開票集計できるよう、投票用紙による投票を前提とした現行の選挙執行手続を見直す必要があるものと考える。

【参考資料：電子投票の主な動き】

年 月 日	項 目
平成11年 7月30日	・自治省の「電子機器利用による選挙システム研究会」設立。第1回の会合
平成12年 8月21日	・「電子機器利用による選挙システム研究会」中間報告書公表
11月27日	・政府が「IT基本戦略」を策定
平成13年 1月22日	・政府が「e-Japan戦略」を決定
3月29日	・政府が「e-Japan重点計画」を策定
6月26日	・政府の「e-Japan2002プログラム」に地方選挙における電子投票の試行実施が盛り込まれる
11月 9日	・電磁記録投票法閣議決定・国会提出
11月30日	・電磁記録投票法が参議院本会議で可決・成立
12月 7日	・電磁記録投票法公布
平成14年 2月 1日	・電磁記録投票法施行 ・「電子機器利用による選挙システム研究会」報告書（最終）公表 ・「電子投票システムに関する技術的条件及び解説」（いわゆる技術基準）公表
6月23日	・岡山県新見市長・市議選挙において電子投票を実施（全国初）
平成15年 2月 2日	・広島市長選（安芸区のみ）において電子投票を実施（2例目） （指定都市としては全国初）
4月27日	・宮城県白石市議選において電子投票を実施（3例目）
6月 4日	・公職選挙法改正法案（期日前投票の創設等）が参議院本会議で可決・成立
6月11日	・公職選挙法改正法（期日前投票の創設等）公布
7月 6日	・福井県鯖江市議選において電子投票を実施（4例目）
7月20日	・岐阜県可児市議選における電子投票（5例目）において、全ての投票所で一時的に投票できなくなるなど比較的大きなトラブルが発生（市民から異議の申出が出される。）
8月 3日	・福島県大玉村議選において電子投票を実施（6例目）
8月28日	・可児市選管が可児市議選の異議申出について棄却を決定
11月 9日	・神奈川県海老名市長・市議選における電子投票（7例目）において、投票者数と投票総数が一致しないなどのトラブルが発生（市民から異議の申出が出される。）
12月 1日	・公職選挙法改正法（期日前投票関係）施行 （従来の不在者投票の大部分が電子投票で実施可能となる。）
12月19日	・海老名市選管が海老名市長・市議選の異議申出について棄却を決定
平成16年 1月18日	・青森県六戸町長選において電子投票を実施（8例目） （期日前投票での電子投票としては全国初）
2月 8日	・京都市長選（東山区のみ）において電子投票を実施（9例目）
3月25日	・神奈川県選管が海老名市長選・市議選の審査申立てに対し棄却を決定
7月11日	・宮城県白石市、京都市東山区で電子投票・模擬投票を実施

年 月 日	項 目
平成16年 7月21日	・東京高裁が海老名市議選の選挙無効訴訟について棄却
8月17日	・東京高裁が海老名市長選の選挙無効訴訟について棄却
9月 2日	・福井県鯖江市がコストを理由に、職務代理者（副市長）の専決処分により電子投票条例を廃止
9月 3日	・岐阜県選管が可児市議選の選挙無効の審査申立てについて棄却を決定
9月28日	・和光市議会が市長が提出した電子投票条例案を否決
10月24日	・岡山県知事選挙（新見市のみ）において電子投票を実施（10例目。新見市としては2回目。県の選挙では全国初。）
10月26日	・「電子投票による模擬投票の結果概要」について公表
10月31日	・宮城県白石市長選挙（11例目。白石市としては2回目）において、ゼロ票確認時に投票機が立ち上がらず、1時間程度、投票が中断されるなどのトラブルが発生（市民から異議の申出が出される。）
11月28日	・三重県四日市市長・市議補選において電子投票を実施（12例目）（有権者数では22万8千人を超え、過去最高。）
12月 9日	・白石市選管が白石市長選の異議申出について棄却を決定
平成17年 2月23日	・宮城県選管が白石市長選の審査申立てについて棄却を決定
3月 9日	・名古屋高裁が可児市議選の選挙無効訴訟について無効判決
3月18日	・岐阜県選管が名古屋高裁の選挙無効判決について最高裁に上告
3月31日	・三重県の電子投票条例が失効（年度末までの時限条例のため） ・新見市の電子投票条例が失効（新設合併のため）
4月25日	・岐阜県選管が上告理由書提出
4月27日	・岐阜地裁が可児市議選ログ公開訴訟について請求を棄却
5月17日	・岡山県議会が電子投票条例を廃止（新見市の条例失効に伴うもの）
5月25日	・「電子投票導入の手引き」公表
6月12日	・青森県六戸町長選挙（13例目。六戸町としては2回目。）
7月 8日	・最高裁が可児市議選にかかる岐阜県選管の上告について棄却を決定
8月21日	・岐阜県可児市議選が自書式で行われる。 （※最高裁判決にともなう再選挙。）
11月14日	・第1回電子投票システム調査検討会
12月14日	・第2回電子投票システム調査検討会
平成18年 1月31日	・名古屋高裁が可児市議選ログ公開訴訟について請求を棄却（ログを非公開とした。（上告されず判決確定。））
2月 9日	・第3回電子投票システム調査検討会
3月 9日	・第4回電子投票システム調査検討会
3月23日	・可児市議会が電子投票条例を凍結（適用日を定めない。）
3月28日	・広島市議会が電子投票条例を廃止（安芸区に限るのは不相当。）
3月29日	・第5回電子投票システム調査検討会